東京大学博士課程研究遂行協力制度について

平成26年5月1日

東京大学大学院総合文化研究科

東京大学大学院博士課程に在籍する大学院生に対し、学術研究業務を委嘱する。

委嘱期間・月額単価・支払いの種目

委嘱期間 6ヶ月間(平成26年7月から12月)、委嘱単価 月額5万円、支払いの種目 給与 委嘱数 博士課程在籍者の約50%。総合文化研究科は、本年度209名に対して委嘱する。

過去3年間の在籍者数によって、専攻・系・コース・プログラムに比例配分する。

[本年度配分数] 言語情報科学専攻34、超域文化科学専攻30(表象11、文人8、比較11)

地域文化研究専攻37、国際社会科学専攻22、人間の安全保障プログラム11

グローバル共生プログラム1、国際人材養成プログラム2

生命環境科学系 28、広域システム科学系 23、相関基礎科学系 21

応募・受給資格

応募資格者 大学院総合文化研究科・博士課程在学者(標準修学年限を超えた者も含む)

応募時点での、休学者、日本学術振興会特別研究員、博士課程教育リーディングプログラム奨励金受給者、国費留学生を除く。

委嘱期間中に前記4つの条件のいずれかに合致したものは、委嘱を中止する。

これまでに本制度に委嘱された者も応募することができる。

業務終了後に、学術研究業務遂行報告書を総合文化大学院係に提出すること。

選考方法・選考基準

各専攻・系・コース・プログラムの基準による。

応募方法

以下の書類を提出期間内に総合文化大学院係窓口に提出すること。

①と②は順番に重ねて左上をホチキスでとめて提出すること。

提出書類

- ① 2014年度学術研究遂行協力計画書(様式1)
- ② 追加資料(※)
- ③ 返信用封筒(長型3号) 送付先住所・氏名を明記し、82円切手を貼付すること。

※言語情報科学専攻・地域文化研究専攻については、専攻ホームページにおいて指定された資料を、② 追加資料に代えて提出すること(計画書は全専攻等に共通)。

応募締切日および提出先

提出期間 平成 26 年 5 月 1 9日(月)~2 3日(金) 受付時間 9時~16 時 3 0分 提出先 教務課総合文化大学院係

連絡事項

- ・選考結果は6月下旬頃郵送で通知する。委嘱決定者には支給手続書類をあわせて送付するので、指定された期間に手続きを行うこと。
- ・学術研究業務単価(月額)は、翌月の 17 日(ただし、その日が日曜日にあたるときは 15 日、17 日が土曜日 にあたるときは 16 日、17 日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)にあたるときは 18 日)に支給する。
- ・学術研究業務単価は、給与所得の取り扱いとなるため、源泉徴収した額を支給する。
- ・学術研究の進捗状況や様態に問題がある場合については、学術研究業務委嘱期間の途中で中止する場合がある。 また、本人の都合により、学術研究業務の中止を申し出ることができる。
- ・委嘱期間の途中で休学や退学、修了する者は学術研究業務の中止手続きを必ず行うこと。